

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へ

《後期高齢者医療保険料減免のお知らせ》

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、後期高齢者医療保険料が減免となる場合があります。

対象者 1

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯の中で最も収入の高い方）が死亡し、または重篤な傷病（1か月以上の治療を要する場合等）を負った世帯の方

対象者 2

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれる世帯の方で、次の①～③のすべてに該当する方

- ①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、令和元年中の当該収入と比較して10分の3以上の減少が見込まれること
- ②主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③主たる生計維持者の「10分の3以上減少することが見込まれる事業収入等に係る所得」以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免対象となる保険料

令和元年度及び令和2年度分の保険料のうち、令和2年2月期から令和3年3月期の保険料が減免の対象となります。

※既にお支払いいただいている保険料が減免となった場合は、お返しいたします。

減免額

対象者 1：全額免除となります。

対象者 2：一部または全額免除となります。（減免額の計算式は裏面へ）

お問合せは、お住まいの区役所保険年金課保険係へ

対象者2にあたる場合の減免額計算式

$$\text{対象保険料額 (A} \times \text{B} / \text{C)} \times \text{減免または免除の割合 (D)} = \text{保険料減免額}$$

A：世帯のすべての被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯のすべての被保険者につき算定した令和元年の合計所得金額

※事業収入等に係る令和元年の所得額(B)が0円であった場合、保険料の減免はありません。

主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	減免または免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除します。

申請方法

下記の書類をお住まいの区役所保険年金課保険係あてに郵送にてご提出ください。

- ・ 後期高齢者医療保険料減免申請書 (必須)
- ・ 収入状況等記入欄 (必須)
- ・ その他必要書類 (下記参照)

【その他必要書類】

対象者1に該当する方

- ・ 医師による診断書等の写し

※重篤な傷病を負った事由で申請する方は、診断書に治療に要した期間の記載がない場合、1か月以上の治療を要したことがわかる領収書等もご提出ください。

対象者2に該当する方

- ・ 令和元年の収入、所得がわかるもの
(確定申告書、収支内訳書、源泉徴収票、所得証明書等の写し)
- ・ 令和2年1月1日から申請日前月までの収入がわかるもの
(帳簿、通帳、給与明細等の写し)
- ・ 《廃業や失業の場合》 廃業届または離職票等

減免の審査・決定者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合です。

審査結果は、申請から2～3か月後にお送りします。